

消費税増税後は過熱状況の沈静化も!? 企業倒産件数増加等で市場拡大なるか。

（株）ワイス不動産投資顧問
代表取締役
山田純男
やまと・すみお

●縮小が続く競売市場

図表1は全国の不動産競売新規申立件数の推移である。これによれば2010年から連続して件数が減少している。司法統計ではまだ13年の数は明らかではないが、引き続き減少傾向にあるものと予測できる。それは後述の「配当要求終期の公告」件数の推移からも推し量られる。

また、競売市場と相關の強い、企業の倒産件数の最近の低下状況からも、競売市場が縮小していることが伺える。リーマンショック後に経営危機

回避策として制定された「中小企業金融円滑化法」が13年3月に失効したものの、金融庁の返済条件緩和継続指導もあり、企業倒産の増加は免れた。さらに「アベノミクス」によってなされた、大胆な金融緩和策による景気浮揚も、企業倒産減少の背景にあると考えられよう。

図表1 全国不動産競売新規申立件数一覧表 (単位:件)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
全国総数	67,201	67,577	51,278	43,596	38,873
東京高裁管内総数	26,010	25,987	20,124	18,044	16,567
首都圏(一都三県) その他	17,051 8,959	16,788 9,199	13,130 6,994	12,155 5,889	11,280 5,287
大阪高裁管内	11,083	10,625	8,810	8,005	7,268
名古屋高裁管内	5,430	5,538	4,996	4,276	3,725
広島高裁管内	3,916	3,469	2,684	2,104	1,781
福岡高裁管内	9,202	9,505	6,310	5,181	4,273
仙台高裁管内	6,121	6,107	4,181	2,605	2,400
札幌高裁管内	3,199	3,860	2,622	2,035	1,666
高松高裁管内	2,240	2,486	1,551	1,346	1,193

資料：司法統計年報を基に（株）ワイス不動産投資顧問作成

●競落が激戦化する首都圏競売市場

図表2は、12年と13年の首都圏（一都三県）の競売不動産の競落物件数をまとめたものである。これを見れば、1年で首都圏全体において13%強減少しており、図表1**の新規申立件数の減少がそのまま反映されている。また、競落率が90%超の中での対象物件の減少がそのまま競争激化に結びつく。**

個別の都県で見ると、千葉県の減少が大きいのに対し、神奈川県については、減少幅が小さいのが分かる。特に横浜地裁本庁については13年の競落件数（823件）が12年の件数（795件）を上回る結果であった。

これはおそらくマニショツク後の横浜における新築マンションの供給戸数が、他都県と比較して多かつたことにも関係しているだろう。

図表2 一都三県競落物件数（本庁支部の合計数）

年	2012	2013	2013/2012
東京	2,663	2,320	▲12.8%
千葉	2,114	1,743	▲17.5%
埼玉	1,945	1,689	▲13.1%
神奈川	1,762	1,599	▲9.2%
合計	8,484	7,351	▲13.3%

（単位：件）

資料：不動産物件情報サイト（bit）データ
より（株）ワイス不動産投資顧問作成

●入札本数はリーマンショック前の水準に

続いて、13年の東京地裁本庁の競売市場を詳しく見てみよう。

まず**図表3**に記載の通り、13年の対象物件数は対前年約12・2%減少しているが、落札率（売却率）は前年比で約1・3ポイント上昇しており、競争の激しさがかかる。特に対象物件数が少なくなっているにも関わらず、入札本以上の物件が25%以上増加しており、競争激化の表れと言えよう。

また13年の特徴としては、対象物件のうちマンションの占める割合が増加したこともある。昨年比で3ポイント以上、マンションのシェアが上昇し、

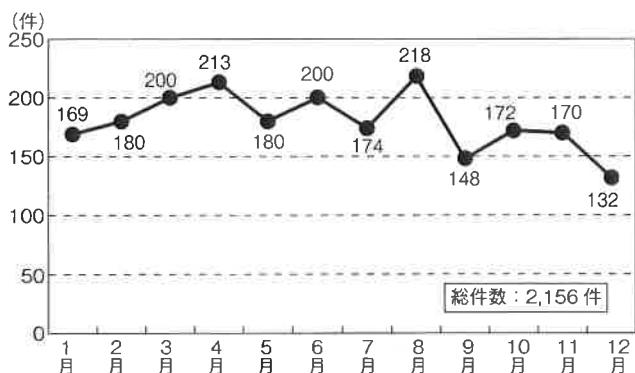
少なくなっているにも関わらず、入札量入札があった。6月25日開札では、新宿区の3LDKの旧耐震構造マンションに46本もの入札があり、売却基準価額の2倍を超える価格で競落された。中古マンション一般市場の好調ぶりが競落競争に拍車をかけたようだ。

次に、競売市場の市況を測る指標の一つである、落札価格の売却基準価額

の中小企業金融円滑化法によって延命されている企業を経営逼迫に追い込む可能性がある。企業倒産件数が増えれば、一転して競売不動産が増加するだろ。

また競売市場で言えば、14年はさらにマンションへの人気が強まると思われる。その要因としては、1世帯当たりの人数減少という社会的現象により、戸建てからマンションへシフトしている。

図表6 2013年配当要求終期の公告件数(東京地裁本庁)



資料：(株)ワイズ不動産投資顧問調べ

昨今の不動産に対する順法意識の高まりは、再販業者の再販による購入者への責任増大を意味する。物件資料が限定的な競売不動産においては、マンションの方が再販業者にとって明らかに安全なのである。

さらに、現在の建築費の上昇という状況が、建て替えや改築のコストを引き上げており、その面でも戸建てよりマンションという流れになるだろう。今年後半あたりで、この建築コストの上昇から、土地付建物や、土地に対する入札が現在より弱気に変化する可能性もありそうだ。

また、マンションについて言えば、消費税引き上げ後については、個人売り主の物件と、業者売り主の物件では購入者側から見て、消費税コストの違いが大きくなる。その点が競売マンションの再販業者にとって利益圧迫を引き起こし、ひいては入札価格抑制に結びつく可能性もあるだろう。

今年のキーワード



企業倒産件数動向

昨年中小企業金融円滑化法が失効したものの、中小企業の倒産や住宅ローン破綻者の数は増加しなかった。これには金融庁が、不良債権発生を抑えるべく銀行等に円滑化法失効後も引き続き指導しているという背景がある。14年は消費税増税もあり、また、金融緩和が終了し、金利が上昇する局面も考えられる。これらはアベノミクス効果が浸透しきれていない中小企業にとって、経営圧迫要因になるだろう。金融行政で延命している中小企業の倒産が増大することになれば、競売市場への物件流入が増える。企業倒産動向に今年は注目！

(山田氏)

以上14年の競売市場について占つてみたが、14年中のどこかで非常に好調な現在の競落状況の転機が訪れるようになる。それは、何より現在、過去にない過熱状況であるからである。低金利の転換、企業倒産増加、建築コストのさらなる上昇、消費税増税による再販環境の悪化など、いずれかが引き金になって、その転機が訪れるのではないか。注意深く今後を見守つてゆきたい。